連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

税務署受付印

令和　年　月　日

税務署長殿

（フリガナ） 法人名等	
納税地	〒 電話（　　）　－
（フリガナ） 代表者氏名	
連絡先	〒 電話（　　）　－
期末現在の資本金等の額	円

令和３年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 23 条の規定に基づき下記のとおり震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

記

震災欠損連結事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日	〔確定／中間 申告書〕	還付所得連結事業年度	自 平成　年　月　日 至 平成　年　月　日

区分			請求金額	※金額
震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額	繰戻対象震災損失金額	1		
	同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額	2		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額	3		
	既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	4		
	差引連結所得金額　(3)－(4)	5		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額	6	００	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	7		
	控除税額	8		
	使途秘匿金額に対する税額	9		
	課税土地譲渡利益金額に対する税額	10		
	リース特別控除取戻税額	11		
	法人税額（6）＋（7）＋（8）－（9）－(10)－(11)	12		
	既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額	13		
	差引法人税額　(12)－(13)	14		
還付金額　(14)×（2）／（5）		15		

請求期限	令和　年　月　日	連結確定申告書等提出年月日	平成・令和　年　月　日

還付を受けようとする金融機関等	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行　本店・支店 金庫・組合　出張所 ＿＿＿漁協・農協　＿＿＿＿本所・支所 ＿＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿＿	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号　＿＿＿－＿＿＿ 3　郵便局等の窓口での受取を希望する場合 郵便局名等　＿＿＿＿＿＿

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		整理簿		備考		通信日付印	年　月　日	確認	

03.06 改正

連結法人の震災損失の繰戻しによる還付請求書の記載の仕方

1　この還付請求書は、連結親法人が令和３年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「改正前震災特例法」といいます。）第23条《連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付》の規定によって、平成23年３月11日から平成24年３月10日までの間に終了する各連結事業年度又は平成23年３月11日から同年９月10日までの間に終了する所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の法人税法第81条の20第１項に規定する期間（当該期間について仮決算の連結中間申告書を提出する場合の当該期間に限ります。以下「中間期間」といいます。）の繰戻対象震災損失金額を当該連結事業年度又は中間期間開始の日前２年以内に開始したいずれかの連結事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合に使用します。

なお、この請求書には「連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書（付表）」を添付して提出してください。

2　震災損失の繰戻しによる法人税額の還付は、連結親法人が繰戻対象震災損失金額の繰戻しの対象となる連結所得金額及び法人税額の生じた連結事業年度（以下「還付所得連結事業年度」といいます。）から、その繰戻対象震災損失金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下「震災欠損連結事業年度」といいます。）の前連結事業年度までの各連結事業年度について連続して連結確定申告書を提出している場合に限って請求をすることができます。

3　この還付請求書は、震災欠損連結事業年度の連結確定申告書の提出と同時に（仮決算の連結中間申告において震災損失の繰戻しによる法人税額の還付を受けようとする場合には、仮決算の連結中間申告書の提出期限までに、その仮決算の連結中間申告書の提出と同時に）納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人の場合は２通）提出してください。

なお、２以上の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額について還付を受けようとする場合には、その還付所得連結事業年度ごとに、還付請求書を別葉にしてください。

（注）　平成23年3月11日を含む連結事業年度分の法人税の連結確定申告書を同年７月１日前に提出した連結親法人については、同年７月31日まで法人税額の還付を請求することができることとされています。

4　この還付請求書の各欄は、次により記載します。

(1)　「※」の各欄は、記載しないでください。

(2)　「震災欠損連結事業年度」には、この還付請求が仮決算の連結中間申告によるものである場合は、その仮決算の連結中間申告に係る中間期間を記載します。

また「（確定・中間　申告書）」には、この還付請求が連結確定申告又は仮決算の連結中間申告のいずれによるものであるかの区分に応じて、該当するものを○で囲みます。

(3)　「震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額」の各欄

イ　「繰戻対象震災損失金額１」欄には、「連結法人の繰戻対象震災損失金額に関する明細書」の「１」の欄に記載した金額を記載してください。

ロ　「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す繰戻対象震災損失金額２」欄には、震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を「差引連結所得金額５」欄の金額を限度として記載してください。

（注）　この還付請求書に記載した還付所得連結事業年度以外の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税額につき還付を受けようとする場合には、その還付を受けようとする金額の基礎とする繰戻対象震災損失金額に相当する金額を控除した残額が還付の対象とする限度額となります。

(4)　「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄

イ　「連結所得金額３」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(一)等の「１」欄に記載された連結所得金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額を記載します。

ロ　「既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額４」欄には、還付所得連結事業年度について、既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った繰戻対象震災損失金額又は連結欠損金額を記載してください。

(5)　「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄

イ　「納付の確定した法人税額６」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二（一）若しくは別表一の二（三）の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二（二）の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。

ロ　「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額７」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。

ハ　「控除税額８」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載します。

なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれませんので注意してください。

ニ　「使途秘匿金額に対する税額９」欄には、令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の67第１項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ホ　「課税土地譲渡利益金額に対する税額10」欄には、租税特別措置法第３章第18節《連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率》の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。

ヘ　「リース特別控除取戻税額11」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二（一）等の「リース特別控除取戻税額」欄の金額を記載してください。

ト　「既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額13」欄には、還付所得連結事業年度について既に震災損失又は連結欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。

(6)　「還付金額15」欄には、[14欄×２欄÷５欄]の算式により円単位まで算出した金額（１円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。

(7)　「請求期限」欄には、仮決算の連結中間申告において震災損失の繰戻しによる法人税の還付を受けようとする場合において、仮決算の連結中間申告書の提出期限を記載してください。

（注）　各連結事業年度で適用を受けようとする場合には、この欄の記載は不要です。

(8)　「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字を○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。

(9)　「税理士署名」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

5　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法第２条第29号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。